

# 「川内地域の緊急時対応」の改定について（案）

## 1. 改定の目的

「川内地域の緊急時対応」は、平成26年9月に開催された川内地域ワーキングチーム（特別会合）（現在の地域原子力防災協議会）で取りまとめ・確認が行われ、同年9月に原子力防災会議において了承された。また、平成27年12月、平成29年1月に実施した鹿児島県原子力防災訓練等の教訓事項等を踏まえ、平成30年3月に改定を行っている。

今般の新型コロナウイルスのような感染症（以下、「感染症等」という。）の流行下において、万が一、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、国民の生命・健康を守ることを最優先とすることが求められる。

そのため、「川内地域の緊急時対応」の改定により、緊急時対応のより一層の具体化・充実化を図る。

## 2. 改定のポイント

### 〈改善〉 感染症等の流行下における各種防護措置の具体化

#### 避難車両、避難所などにおける感染拡大防止

- 避難又は一時移転を行う場合は、感染者とそれ以外の者との分離、人と人の距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。
- 原子力災害の発生状況、感染拡大の状況、避難車両や避難所等の確保状況など、その時々状況に応じて、車両や避難所を分ける、又は同じ車両や避難所内で距離や離隔を保つなど、柔軟に対応する。

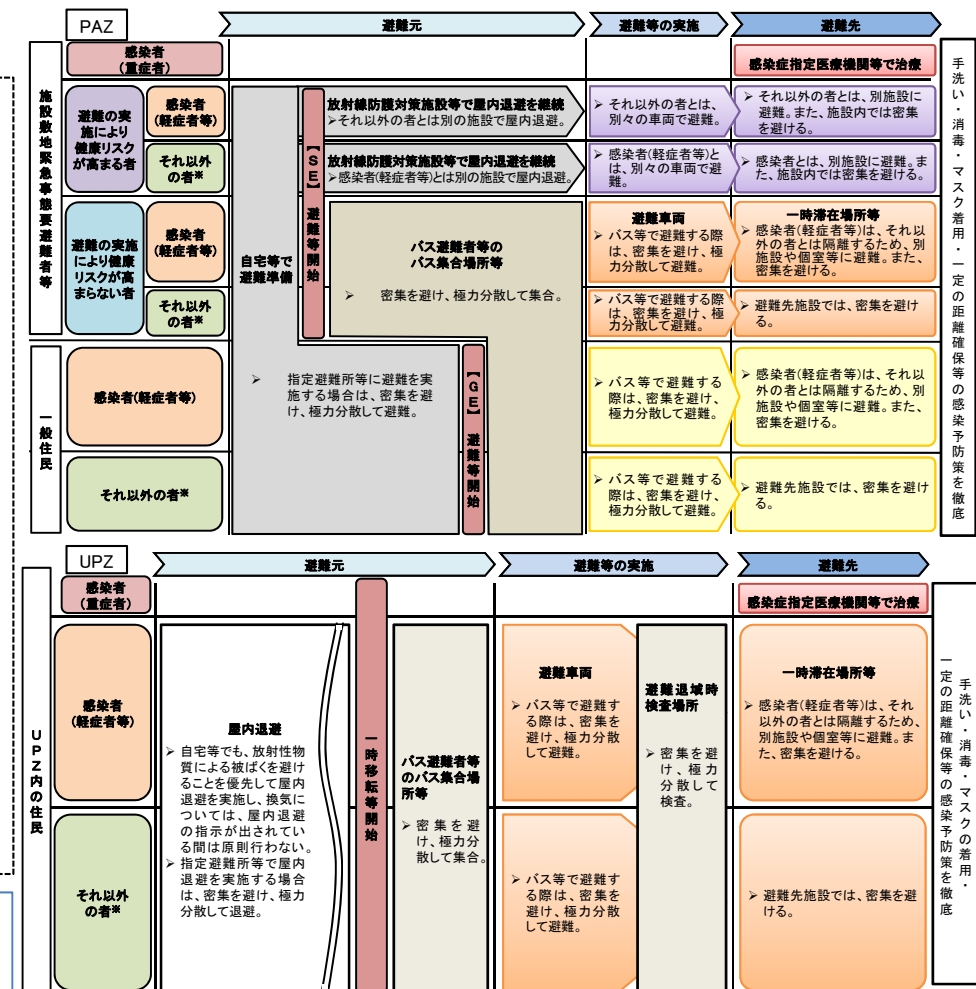
#### 屋内退避時の感染拡大防止

- 自宅等で屋内退避を行う場合には、放射性物質による被ばくを避けることを優先して屋内退避を実施し、換気については、屋内退避の指示が出されている間は原則行わない。
- 自然災害により指定避難所等で屋内退避をする場合は、密集を避け、極力分散して退避することとし、これが困難な場合には、市町が開設する近隣の別の指定避難所等や、あらかじめ定められているUPZ外の避難先へ避難する。

### 〈その他の改定〉

- 甕島列島内における避難先施設の追加。

### 〈感染症等の流行下に原子力災害が発生した場合〉

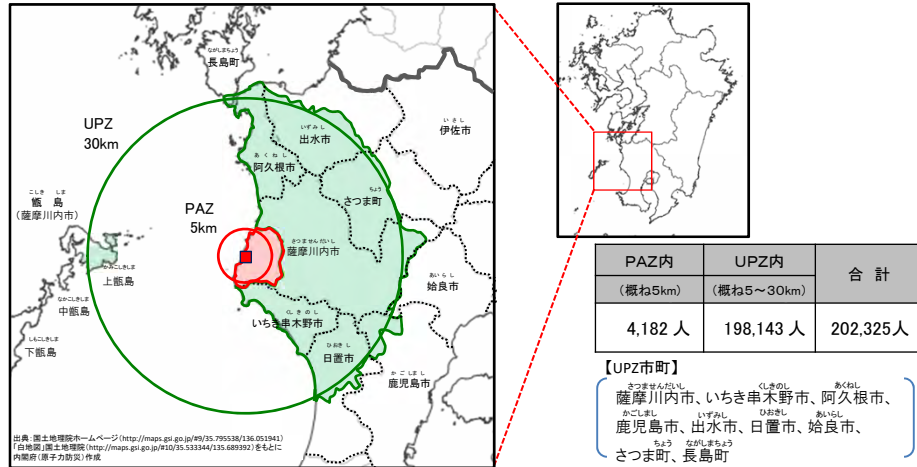


※濃厚接触者、発熱者等の感染の疑いのある者、又はそれ以外の者は、可能な限りそれぞれ別々に避難(車両、一時滞在場所等)する。 1

# （案）川内地域の緊急時対応（概要版）①原子力災害対策重点区域・広域避難先

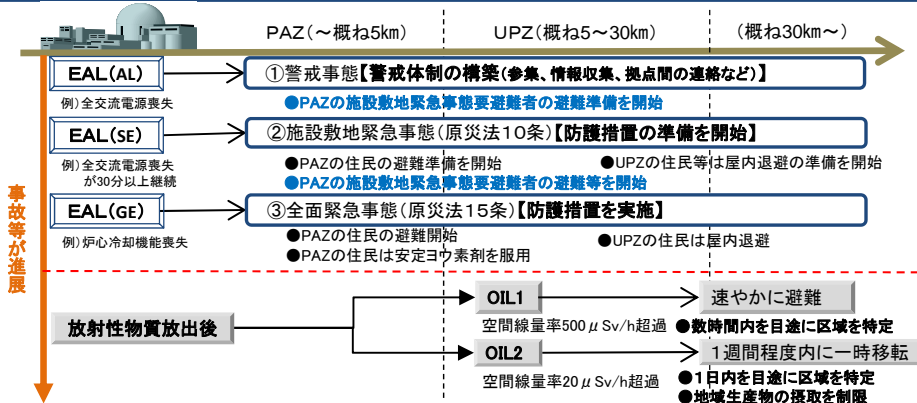
## 1. 川内地域の原子力災害対策重点区域

- 川内地域における原子力災害対策重点区域（概ね半径30kmの範囲）の人口は202,325人（令和2年4月1日現在）。
- PAZ内の人口は薩摩川内市の4,182人。UPZ内の人口は関係9市町198,143人。



## 2. 原子力災害対策指針における緊急事態の防護措置の考え方

- 緊急事態の初期段階は原子力施設の状況等の進捗で、放射性物質放出後は緊急時モニタリングの結果に基づいて防護措置を実施。
- (1) EAL (Emergency Action Level) による初期対応段階における防護措置  
原子力施設の状況等に基づく緊急事態区分を導入し、その区分を判断する基準(EAL)を設定。  
EALに基づき、施設敷地緊急事態要避難者は早期の避難等の防護措置を実施。  
※PAZの施設敷地緊急事態要避難者の避難は、通常以上の時間がかかるため、EAL(SE)の段階から避難を開始する。  
ただし、避難の実施により健康リスクが高まるおそれのある者は、速へい効果の高い建物等に屋内退避する。
- (2) 緊急時モニタリングの実施/OIL (Operational Intervention Level) に基づく判断  
国はEAL(SE)の段階で緊急時モニタリングセンターを立ち上げる。放射性物質放出後、モニタリング結果と防護措置の実施基準(OIL)に基づき、PAZ外の住民の防護措置を判断する。

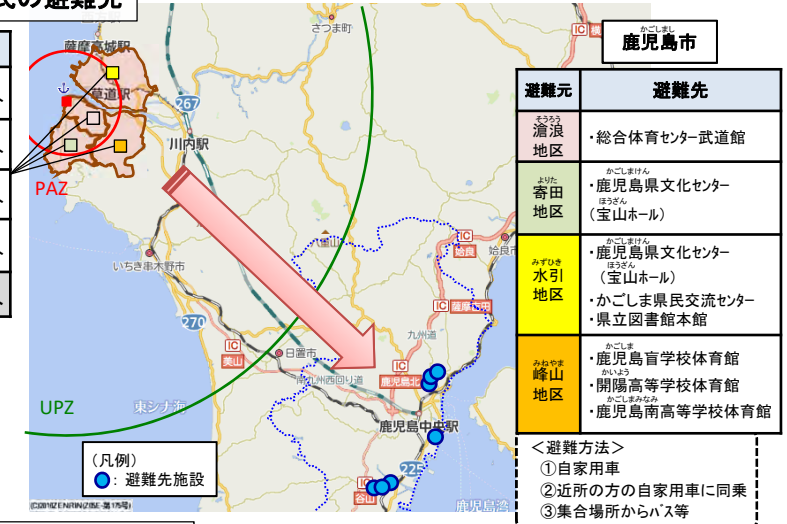


## 3. PAZ及びUPZにおける広域避難先

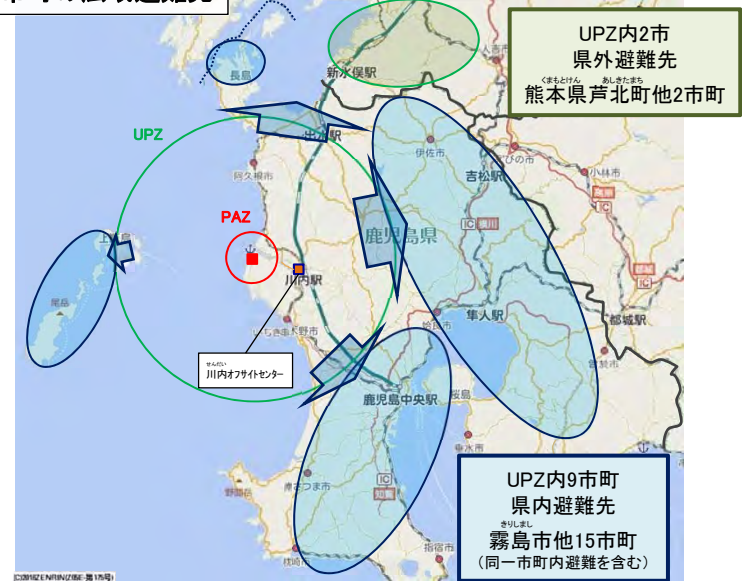
- 薩摩川内市のPAZ内4地区の住民避難先については、鹿児島市内の7施設に避難先を確保。
- 4地区における避難先については、普段から避難計画に関する住民説明会や訓練等を通じて住民に周知。
- UPZ内9市町の避難先については、県内16市町、県外3市町に避難先を確保。

### PAZ内住民の避難先

PAZ内人口	
瀧浪地区	374人
寄田地区	237人
水引地区	2,376人
峰山地区	1,195人
合計	4,182人



### UPZ内市町の広域避難先



区域	種別	対象者数	避難等の流れ			備考					
			警戒事態	施設敷地緊急事態	全面緊急事態						
PAZ (発電所から概ね5km圏内)	施設敷地緊急事態要避難者※1	357人	施設敷地緊急事態要避難者等の避難準備を開始	<b>対象施設</b> 薩摩川内市 (7施設:357人)	<b>&lt;避難可能な者:346人&gt;</b> バス16台、福祉車両5台により避難(職員が同行)	<b>医療機関・社会福祉施設</b> (鹿児島市12施設、始良市1施設)	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難計画において避難元施設ごとに避難先施設を設定。</li> <li>避難の実施により健康リスクが高まる者で、放射線防護対策施設に入所している場合は、避難体制が整うまで屋内退避を実施。</li> </ul>				
	在宅の避難行動要支援者	270人		<b>対象者</b> 薩摩川内市:270人	<b>&lt;避難可能な者:268人&gt;</b> 支援者とともに徒歩、車両で移動	<b>バス避難集合場所</b> (17か所)		<b>避難先</b> (鹿児島市内7施設)	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難行動要支援者は、あらかじめ定めた避難先へ避難。</li> <li>避難の実施により健康リスクが高まる避難行動要支援者は、近隣の放射線防護対策施設へ輸送。</li> <li>一般の避難先施設では、避難生活に困難が生じる在宅の避難行動要支援者は、県内福祉避難所(UPZ内地域を除く)492施設から、鹿児島県災害対策本部において関係機関と調整し、決定した福祉避難所等に移動。</li> </ul>		
	その他の施設敷地緊急事態要避難者※2	294人		<b>対象者</b> 薩摩川内市:294人	<b>バス避難集合場所</b> (17か所)	バス10台により避難 自家用車で避難		<b>避難先</b> (鹿児島市内7施設)			
	学校・保育所	330人		<b>対象施設</b> 薩摩川内市 (5施設:330人)	<b>&lt;保護者への引渡し完了していない児童等&gt;</b> バス10台により避難(教職員が同乗)	<b>バス避難集合場所</b>		自家用車で避難		<b>避難先</b> (鹿児島市内7施設)	<ul style="list-style-type: none"> <li>警戒事態になった時点で授業・保育を中止し、保護者への引渡し等を開始。</li> <li>保護者へ引渡し等が完了していない児童等は、施設敷地緊急事態になった時点で避難を行い、避難先で保護者に引渡す。</li> </ul>
	一般住民	4,182人		<b>一般住民の避難準備を開始</b>	<b>対象者</b> 薩摩川内市:4,182人	自家用車で避難(3,437人)		<b>バス避難集合場所</b> (17か所)		<b>避難先</b> (鹿児島市内7施設)	
				<b>一時滞在者</b>	自家用車で避難	<b>避難先</b>	<b>自宅等</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民はあらかじめ定めた避難先へ避難。</li> <li>自家用車を利用可能な者は自家用車で避難。自家用車が利用できない者は、九州電力(株)及び鹿児島県等が配車した車両で避難。</li> </ul>			
				<b>保護者引渡し開始</b>	<b>&lt;保護者への引渡し完了していない児童等&gt;</b> バス10台により避難(教職員が同乗)	<b>避難先で保護者に引渡す</b>	<b>避難先</b> (鹿児島市内7施設)				

※1 施設敷地緊急事態要避難者及び避難の実施により健康リスクが高まる者。  
 ※2 「妊婦、授乳婦、乳幼児、乳幼児の保護者等(乳幼児がいる世帯人数を計上)」「観光客等一時滞在者」「安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断したもので早期の避難等の防護措置の実施が必要なもの」。  
 ※3 一般住民の対象者数は、PAZ内住民の人口。  
 ※4 放射線防護対策施設には、避難行動要支援者のほか、職員等が入る予定。

せんだい  
川内地域の緊急時対応（概要版） ③UPZにおける屋内退避・一時移転の考え方

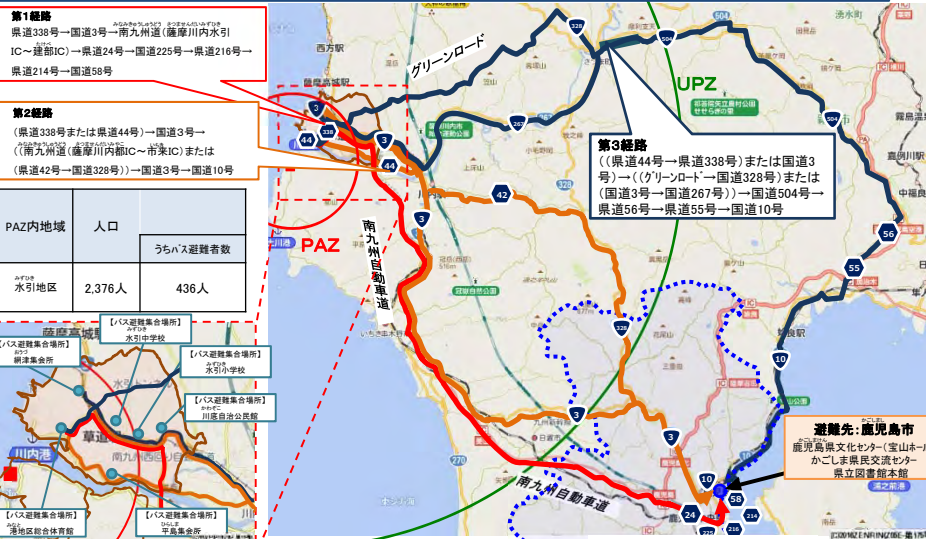
区域	種別	対象者数	屋内退避 / 一時移転(1週間程度内に実施)の流れ				備考		
			警戒事態	施設敷地緊急事態	全面緊急事態				
UPZ (発電所から概ね5～30km圏内)	医療機関	72施設 4,089人 ①5～10km 1施設 (19人) ②10～30km 71施設 (4,070人)			屋内退避 (72施設:4,089人)	一時移転等 対象医療機関	避難先医療機関 (173施設:24,262人)	<ul style="list-style-type: none"> <li>①5～10km圏内にある医療機関(1施設)は、避難計画において避難先施設(1施設:19人収容)を設定。</li> <li>②10～30km圏内にある医療機関(71施設)は、県の「原子力防災・避難施設等調整システム」により、あらかじめ登録している県内の受入候補施設(173施設:24,262人収容)の情報を基に、県が避難先施設を決定。</li> </ul>	
	社会福祉施設	173施設 6,274人 ①5～10km 12施設 (507人) ②10～30km 161施設 (5,777人)			屋内退避 (173施設:6,284人)	一時移転等 対象福祉施設	避難先福祉施設 (315施設:17,378人)	<ul style="list-style-type: none"> <li>①の5～10km圏内にある社会福祉施設(12施設)は、避難計画において避難先施設ごとに避難先施設(20施設:923人収容)を設定。</li> <li>②10～30km圏内にある社会福祉施設(161施設)は、県の「原子力防災・避難施設等調整システム」により、あらかじめ登録している県内の受入候補施設(315施設:17,378人収容)の情報を基に、県が避難先施設を決定。</li> </ul>	
	在宅の避難行動要支援者	7,429人			屋内退避 (7,429人)	一時移転等 対象者	避難先 (826施設)	福祉 避難所等	<ul style="list-style-type: none"> <li>一時移転等が必要となった避難行動要支援者は、関係市町が準備した避難先施設に一時移転等を実施。</li> <li>一般の避難先施設では、避難生活に困難が生じる在宅の避難行動要支援者は、県内福祉避難所(UPZ内地域を除く)492施設から、鹿児島県災害対策本部において関係機関と調整し、決定した福祉避難所等に移動。</li> </ul>
	学校・保育所等	201施設 29,845人	保護者 引渡し開始	対象施設 (201施設)	屋内退避 (201施設: 29,845人)	一時移転等 対象学校等	避難先 (826施設)	避難先で保護 者に引渡す	<ul style="list-style-type: none"> <li>警戒事態になった時点で授業・保育を中止し、保護者への引渡し等を開始。</li> <li>保護者へ引渡し等が完了していない児童等は、全面緊急事態になった時点で屋内退避を行い、その後、一時移転等の指示が出された場合には、避難先へ一時移転等し、保護者に引き渡す。</li> </ul>
	一般住民	198,143人 ※2			屋内退避 (198,143人)	一時移転等 対象者			<ul style="list-style-type: none"> <li>避難計画で定めている避難先へ一時移転等を実施。</li> <li>自家用車や鹿児島県等が準備したバス等により避難。</li> </ul>

※1 OIL基準に基づく避難や一時移転等のこと。  
 ※2 一般住民の対象者数は、UPZ内住民の人口。  
 鹿児島県が、「災害時におけるバスによる緊急輸送等に関する協定」に基づき、県内のバス会社等から必要となる輸送手段を確保。  
 それでも不足する場合は、他県との応援協定に基づき、隣接県等から輸送手段を確保。

# 川内地域の緊急時対応（概要版） ④住民の安全確保に向けた主な対策（1）

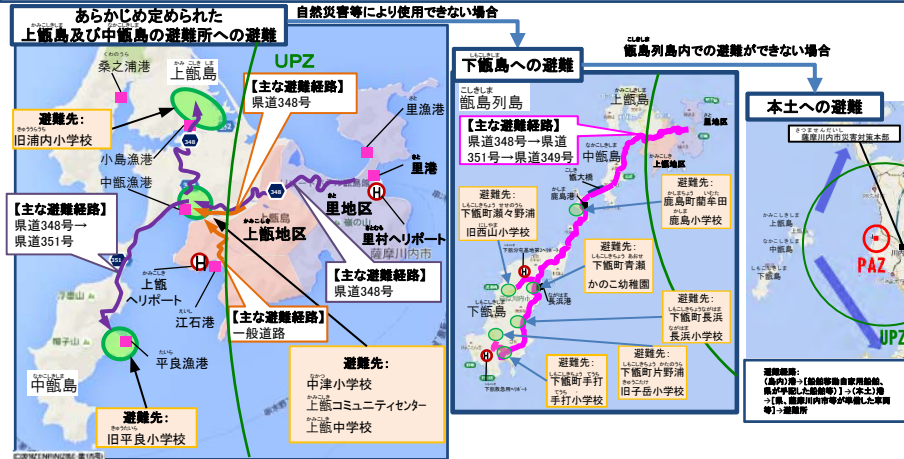
## 1. 避難経路の複数化

- ▶ 地区毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートを活用し避難を実施。
- ▶ 自家用車で避難できない住民は、徒歩等でバス避難集集場所に集まり、鹿児島県等が配車した車両で避難先まで避難を実施。



## 2. 離島の島外避難等防護措置

- ▶ 上甕島及び中甕島のあらかじめ定められた避難所が自然災害等により使用できない場合は、下甕島の避難所への避難を実施。
- ▶ 県は、PAZ内の避難の実施に合わせ、UPZ外の甕島内住民に対しても、必要に応じて、屋内退避を行う可能性がある旨の注意喚起を行う。
- ▶ 万が一、甕島列島内での避難ができない場合に備え、県は本土への避難の検討を行う。避難の際は、自家用の船舶の利用又は県が薩摩川内市からの依頼に基づき、第十管区海上保安本部、自衛隊、フェリー及び高速船の運航者等に要請し、手配した船舶等により避難を行う。



※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合は、関係自治体の要請により実動組織（警察、消防、海保庁、自衛隊）が必要に応じ支援を実施

## 3. バス協会との協定に基づく輸送手段の確保

- ▶ 鹿児島県は、災害時における輸送手段の円滑な確保のため、平成27年6月に公益社団法人鹿児島県バス協会と「災害時におけるバスによる緊急輸送等に関する協定」を締結。
- ▶ 鹿児島県内の輸送手段では不足する場合、他県との応援協定に基づき、隣接県等から輸送手段を確保する。

協力事業者	保有台数（台）
33社	約1,600

### 災害時におけるバスによる緊急輸送等に関する協定（平成27年6月26日）

- 【対象】**  
公益社団法人鹿児島県バス協会
- 【協力内容】**
- ①被災者（滞留者を含む）及び救援者等の輸送業務
  - ②ボランティアの輸送業務
  - ③災害応急対策の実施のために必要な人員及び携行する資機材等の輸送業務
  - ④その他必要なバスによる支援業務



### 九州・山口9県災害時応援協定（平成23年10月31日）

- 【対象】**  
福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県、山口県
- 【応援内容】**
- ①職員の派遣
  - ②食料、飲料水及び生活必需品の提供
  - ③避難施設及び住宅の提供
  - ④緊急輸送路及び輸送手段の確保
  - ⑤医療支援
  - ⑥その他応援のために必要な事項



## 4. 原子力災害時における医療体制の連携・強化

▶ 放射性物質による汚染や被ばく状況に応じて、下図の医療体制により、適切に対応。



**高度被ばく医療支援センター及び原子力災害医療・総合支援センター** ※県が指定  
【国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立大学法人長崎大学等が実施】

原子力災害拠点病院では対応できない高度専門的な診療を行うほか、原子力災害拠点病院等での診療に対して専門的助言を行う。また、原子力災害医療・総合支援センターは原子力災害医療派遣チームの派遣調整を行うほか、平時から原子力災害拠点病院へ研修、指導、助言を行う。

**原子力災害拠点病院** ※県が指定  
【2医療機関（鹿児島大学病院、済生会川内病院）】

原子力災害時において、汚染の有無にかかわらず傷病者等を受け入れ、被ばくがある場合には適切な診療等を行う。

**原子力災害医療協力機関** ※県が登録  
【16医療機関（鹿児島市立病院、鹿児島医療センター他）・16機関（県内各保健所）】

原子力災害医療や立地道庁県等が行う原子力災害対策等を支援する。

※本地図は鹿児島県本土のみの協力機関を記載しているが、その他、種子島医療センター及び県立大島病院も含まれる。

（凡例）  
●：原子力災害拠点病院  
●：原子力災害医療協力機関（医療機関のみ）